

令和8年（2026年）3月18日付け札幌市告示第1201号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月27日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第1201号別表の工事番号「26(土)第0059号」工事名「防災・安全交付金事業 発寒鉄道沿線（北発寒第11号線～北発寒第8号線間）ほか2線歩道バリアフリー工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

|    |               |               |  |
|----|---------------|---------------|--|
| 0  | 調達案件番号        | 2602005911    |  |
| 1  | 工事（業務）番号      | 26（土）第 0059 号 |  |
| 2  | 工事（業務）概要      | 工事（業務）名       | 防災・安全交付金事業<br>発寒鉄道沿線（北発寒第11号線～北発寒第8号線間）ほか2線歩道バリアフリー工事  |
|    |               | 工事（履行）場所      | 札幌市西区発寒10条11丁目ほか   |
|    |               | 工事（業務）内容      | 【発寒鉄道沿線】工事延長 300m 道路幅員 15.0m（車道9.0m+歩道3.5m+2.5m）<br>歩道舗装工（As舗装 t=3cm）750m <sup>2</sup> 車道舗装工（t=4cm）2,700m <sup>2</sup> 排水構造物修正工 縁石工 一式<br>【北発寒第8号線】工事延長 90m 道路幅員 7.3m（車道4.8m+歩道2.5m）<br>歩道舗装工（As舗装 t=3cm）150m <sup>2</sup> 車道舗装工（t=3cm）300m <sup>2</sup><br>【北発寒第29号線】工事延長 52m 道路幅員 10.0m（車道6.0m+歩道2.0m×2） 歩道舗装工（As舗装 t=3cm）80m <sup>2</sup> |
|    |               | 工期（履行期間）      | 着手の日から令和9年01月19日まで   |
| 6  | 入札参加資格の申請及び審査 | 審査方式          | 事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）   |
|    |               | 申請書等提出期限（日）   | 開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）  |
|    |               | 落札結果通知予定日     | 令和8年04月15日   |
| 11 | 入札及び開札の日時・場所等 | 電子入札案件区分      | 電子入札   |
|    |               | 入札期間（年月日）     | 令和8年04月06日（08時00分～20時00分）<br>令和8年04月07日（08時00分～17時00分）   |
|    |               | 開札予定日時        | 令和8年04月08日 09時30分  |
|    |               | 場所            | 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室  |
|    |               | 提出方法          | 電子入札システムによること。   |
| 17 | 施行担当課及び電話番号   | 施行担当課         | 建）土木部街路工事担当課   |
|    |               | 電話番号          | 011-211-2623   |

## 特記仕様書（共通事項）

### 共 01. 工期設定について

令和 8 年 4 月 13 日から令和 9 年 1 月 19 日まで（冬季日数 80 日）

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

|   |       |
|---|-------|
| ① 準備期間                                      | 40 日間 |
| ② 後片付け期間                                    | 20 日間 |
| ③ 雨休率<br>(実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数) | 0.7   |

### 共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

### 共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
  - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
  - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
    - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
    - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
    - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
    - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
    - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
    - f) 仮設構造物の安全確認
    - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
    - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
    - i) 緊急事態発生時の体制と対策
  - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
  - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
  - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

### 共 04. 工事看板等の保守について

- 1) 工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。
- 2) 工事看板は、原則自立式とし、電柱等の道路占用物件に設置しないこと。
- 3) 道路の附属物に工事看板を設置する場合は、工事監督員と協議すること。

## 特記仕様書（共通事項）

### 共 01. 工期設定について

令和 8 年 4 月 20 日 から令和 9 年 1 月 19 日まで（冬季日数 80 日）

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

|   |       |
|---|-------|
| ① 準備期間                                      | 40 日間 |
| ② 後片付け期間                                    | 20 日間 |
| ③ 雨休率<br>(実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数) | 0.7   |

### 共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

### 共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
  - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
  - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
    - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
    - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
    - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
    - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
    - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
    - f) 仮設構造物の安全確認
    - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
    - h) 架空線又は高压線の保全の確認
    - i) 緊急事態発生時の体制と対策
  - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
  - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
  - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

### 共 04. 工事看板等の保守について

- 1) 工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。
- 2) 工事看板は、原則自立式とし、電柱等の道路占用物件に設置しないこと。
- 3) 道路の附属物に工事看板を設置する場合は、工事監督員と協議すること。